

伐木作業における労働災害防止チェックリスト

伐木作業における悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

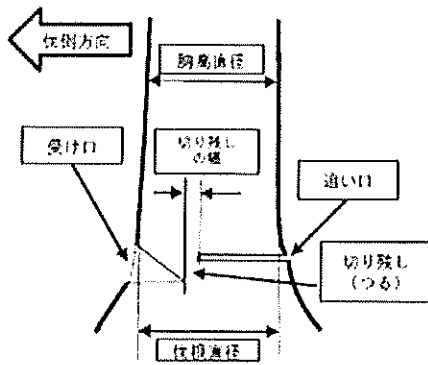
確認事項	<small>〔チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン ・林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン 参照〕</small>	確認欄
1	(作業計画の作成) ⇒ 様式例参照 伐木作業を行うときは、あらかじめ作業場所の地形、伐倒する立木の形状等を調査した上で作業計画を作成し、当該計画に基づいて作業を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
2	(伐倒方法 ①) 胸高直径20cmの伐木作業では受け口を作っていますか？	<input type="checkbox"/>
3	(伐倒方法 ②) ⇒ 裏面・図1参照 上記作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「つる」を確保していますか？	<input type="checkbox"/>
4	(伐倒方法 ③) ⇒ 裏面・図2参照 伐木時は、伐倒木から樹高の2倍以内の範囲を伐倒者以外立入禁止としていますか？	<input type="checkbox"/>
5	(かかり木の処理 ①) かかり木を放置することなく、速やかに処理していますか？ やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業従事者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止していますか？	<input type="checkbox"/>
6	(かかり木の処理 ②) ⇒ 裏面・図3～図5参照 「かかり木にかかられている立木の伐倒」(図3)、「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)及び「かかっている木の元玉切り」(図5)することを禁止していますか？	<input type="checkbox"/>
7	(特別教育) 「伐木等の業務に係る特別教育」を実施していますか？ 注) 令和2年8月1日施行の省令改正前の労働安全衛生規則第36条8号(大径木等)及び同規則第36条8号の2(チェーンソーを用いて行う立木の伐木等)の特別教育受講者は、補講が必要となります。	<input type="checkbox"/>
8	(下肢の保護) 伐木作業時に、下肢を保護する切創防止用保護衣(防護ズボン、チャップス等)を着用させていますか？	<input type="checkbox"/>
9	(緊急連絡体制の整備) 労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制が整備されていますか？	<input type="checkbox"/>



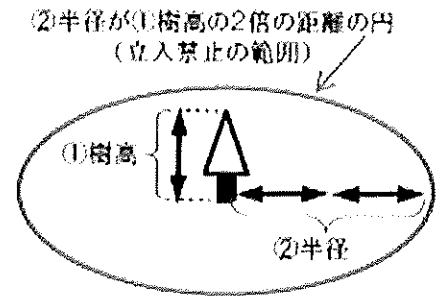
確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。

長野労働局・労働基準監督署

(令和3年9月)



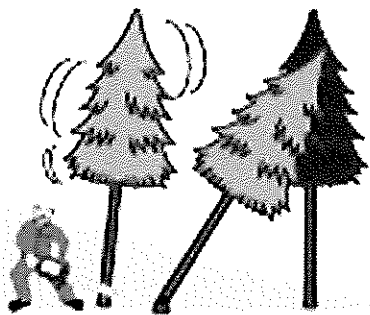
(図1) 受け口、追い口等の関係図



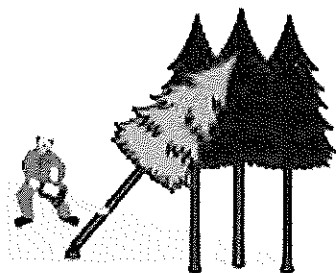
(図2) 立入禁止の範囲



(図3) かかられている立木の伐倒



(図4) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒 (浴びせ倒し)



(図5) かかっている木の元玉切り